



# 島根県報

平成23年3月25日（金）  
号外第41号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【教委規則】

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	（高 校 教 育 課）	2
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	（       "      ）	2
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	（       "      ）	2
島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	（       "      ）	3

### 【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	（高 校 教 育 課）	3
教育職員の任免発令式の一部改正	（       "      ）	4

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月25日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第3号**

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「応じて」の次に「主幹教諭、」を加え、「総務グループ課長、財務グループ課長」を削り、同条第6項中第13号を削り、第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

第17条第6項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、総務主任、教務主任、保健主事、生徒指導主事又は進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ総務主任、教務主任、保健主事、生徒指導主事又は進路指導主事を置かないことができる。

第19条第3項に次のただし書を加える。

ただし、学科主任、学年主任、学年次主任又は農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ学科主任、学年主任、学年次主任又は農場長を置かないことができる。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

---

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月25日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第4号**

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「専任の」の次に「主幹教諭、」を加え、同条第4項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、総務主任、教務主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任又は学年次主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ総務主任、教務主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任又は学年次主任を置かないことができる。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

---

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

---

平成23年 3 月 25 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第5号**

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「応じて」の次に「主幹教諭、」を加え、同条第6項中第26号を第27号とし、第3号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児の保育又は児童及び生徒の教育をつかさどる。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、総務主任、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事又は研究主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ総務主任、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事又は研究主任を置かないことができる。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、主事を置かないことができる。

第16条第3項に次のただし書を加える。

ただし、寮務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、寮務主任を置かないことができる。

第16条第4項に次のただし書を加える。

ただし、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、学科主任を置かないことができる。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 25 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第6号**

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県立学校教育職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育職員のうち」の次に「、主幹教諭」を加え、第4条の表中「教諭、養護教諭」を「主幹教諭、教諭、養護教諭」に改める。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令****島根県教育委員会訓令第1号**

本 庁

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3 月 25 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第2条第1項第1号中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

---

**島根県教育委員会訓令第2号**

本 庁  
教育事務所  
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月25日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第2項第1号中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

別表第2昇任の項中「教頭、」の次に「主幹教諭、」を加え、「校長に」の次に「、主幹教諭」を加え、「教頭に」の次に「、教諭を主幹教諭に」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。